

Title	分析的政治哲学の系譜論
Sub Title	A genealogy of analytical political philosophy
Author	松元, 雅和(Matsumoto, Masakazu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.8 (2011. 8) ,p.35- 68
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110828-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

分析的 政治哲学の系譜論

松 元 雅 和

- 一 はじめに
- 二 分析的
政治哲学の出自
- 三 言語分析と政治哲学
- 四 ポスト言語分析と政治哲学
- 五 『正義論』以降
- 六 おわりに

「リーヴァイからの忠告の後、私は（少なくとも部分的には）……詩人風に書くのを止めた。代わりに、ものを書く際には次のことを自問しようとした。この一文は、説明や論証を展開するのに正確にどう役立つのか。それは真であるのか。この種の（しばしば苦痛を伴う）自己批判を實踐する時、人は分析的になるのである。」（G・A・コーエン⁽¹⁾）

一 はじめに

現代英米圏の政治哲学の多くは、しばしば分析哲学の影響を受けた「分析的」政治哲学として特徴づけられる。⁽²⁾ここでいう分析哲学とは、B・ラッセルとG・E・ムーアの観念論批判を契機として、戦後のオックスフォード言語哲学を中心に、論理学や言語学、科学哲学等の諸分野と関係しつつ、二十世紀に発展した英米圏の哲学部門である。政治哲学においては、B・バリー、G・A・コーエン、D・ミラーといったオックスフォード大学出身者のほか、R・ノージック、D・ゴータイエ、R・ドウォーキンといった論者が、大まかに「分析系」の範疇に含まれる。⁽³⁾

ところが、現代英米圏の政治哲学の何がどう「分析的」なのかは、必ずしも明確でない。その結果、実態や内実を伴わないまま、単に「英語圏」という地理的意味と置換可能な概念として、「分析系」のラベルが用いられることも多い。確かに、このラベルに含まれる政治哲学を総括するような確定的定義を示すことは難しい。ただし、その成立と発展の系譜を辿ってみることで、分析的政治哲学者がどのような特徴を共有しているか、そしてそれはなぜかという問いに接近することができる。筆者は別稿で、方法的観点から分析哲学と政治哲学の関係について検討したが、⁽⁴⁾本稿では主として系譜論的観点からその検討を行ってみたい。

ここで論点を複雑にしているのは、英米圏の政治哲学が、分析哲学の影響下で幾つかの変化を見せていることである。通説では、一九七〇年代に「政治哲学の復権」が生じたとされる。すなわち、それ以前の一時期「政治哲学は死んだ」も同然となっており、J・ロールズ『正義論』の出版(一九七一年)がそれを再生させた、という事になっていいる。しかしながら、ロールズ以前にどのような背景で政治哲学が「死んだ」のか、ロールズがその何を再生させたのか、さらに重要なことに、こうした政治哲学内部の変遷が二十世紀以降の分析哲学の興隆

というより大きな文脈とどのような関係にあるのか、といった点は必ずしも明らかでない。特に、現代英米圏の政治哲学を紹介する国内外の文献は、『正義論』出版以降の動向に重点を置く傾向が強いが、なぜ、そしてどのようにルールズが新しいのかを明らかにするためには、その前後の時代状況をやや詳細に掘り下げてみる必要がある。

本稿のねらいは、現代英米圏の政治哲学で主流となっている「分析的政治哲学」を歴史的に振り返りつつ、その主要な学問的特徴を明らかにすることである。⁽⁵⁾ 英米圏で現在支配的な政治哲学のデイシプリンの歴史的成立過程を明らかにすることは、その内容を理解するうえでも役立つことが大きいに違いない。本稿の構成は以下のとおりである。はじめに大陸哲学との対比から、哲学部門における分析哲学の方法論的概要を示す(第二節)。次いで、それぞれ分析哲学における言語分析とポスト言語分析の段階を取り上げ、この時期の政治哲学が、分析哲学の影響下で〈分析的研究〉を主たる学問的課題にしていたことを明らかにする(第三節・第四節)。最後に、『正義論』の出版以降を手短かに振り返り、〈規範的研究〉として再生した政治哲学の展開を概観する(第五節)。

二 分析的政治哲学の出自

その名が示すように、分析的政治哲学には「分析哲学」という上位カテゴリーがある。しかしそもそも、何らかの学問分野に「分析的」の形容詞を冠する場合、どのような意味が付加されるのであろうか。この問いに関する本格的検討は哲学分野での専門的研究に委ねることが賢明であるが、⁽⁶⁾ 本節ではこれらの研究を踏まえ、あくまで分析的政治哲学との関連から、その親元である分析哲学に見出される大まかな知的傾向を概観しておきたい。

分析哲学とは何か

知的運動としての分析哲学 (analytic/analytical philosophy) は二十世紀初頭の英国で始まった。それ以前の英国の哲学状況は、とりわけ一八六〇年頃よりヘーゲルの影響を受けた観念論 (理想主義) が主流を占めており、T・H・グリーン、F・ブラッドリー、B・ボザンケ、J・M・E・マクタガートといった論者が、オックスフォード大学を中心として学派を形成していた。こうした哲学の潮流に批判を浴びせたのが、ケンブリッジ大学のラッセルとムーアである。二人は、ドイツの論理学者G・フレーゲの著作に影響を受け、当時英国哲学界で主流を占めていた観念論に対して公然と異を唱えた。H・スペンサーが没し、ラッセルが『数学の諸原理』を、ムーアが『倫理学原理』をそれぞれ出版した一九〇三年は、英国哲学界の世代交代を印象づける年となった (この年、ラッセルは三十一歳、ムーアは三十歳の若さである)。大陸哲学に並ぶ英米固有の哲学としての分析哲学の誕生である。

以上のように、分析哲学は成立当初から、ヘーゲル観念論に代表される大陸哲学への対抗思想という特徴をもっていた。実際、ヨーロッパ大陸との対比から、分析哲学はしばしば地理的名称である「英米哲学」それ自体として用いられる。⁽⁷⁾ それでは、分析哲学者は大陸哲学との対決のなかで、どのような特徴を備えていったのか。この点につき、戦後英米哲学の重鎮B・ウィリアムズは次のように言っている。

現代の他の哲学と分析哲学とを区別するものは、その話の進め方にある。分析哲学は、アレキサンダー論証を要求し、区別を大切に⁽⁸⁾にする。そして……まずまず平明だといえるような語り方を特徴とする……／分析哲学の目標は、常に唱えられるように、明晰であること、これである。

以上の指摘から、分析哲学の特徴をさしあたり以下の三点にまとめておこう。

(a) 明晰化——分析哲学は明晰であることを目指す。それは、ヘーゲル観念論のようなヨーロッパ大陸由来の哲学に対して英米哲学者が抱く不満の根本をなしている。哲学は複雑な事柄を単純に示すことであるのに、大陸哲学は本来単純であるはずの事柄をことさらに複雑な様相に見せかけている。その結果、哲学的諸問題は問いの設定からして混乱をきたし、先の見えないものになっている。哲学の目的は、こうした問題の複雑性を取り除き、見通しのよいものにするのである。L・ワイトゲンシュタインが言うように、「哲学の目的は思考の論理的明晰化である。……思考は、そのままではいわば不透明でばやけている。哲学はそれを明晰にし、限界をはっきりさせねばならない」⁽⁹⁾。

(b) 区別——明晰化の一部として、分析哲学者は「区別」の作業に特別の関心を寄せる。従来の哲学者の関心が、世界や存在に通底するグラント・ナラティブを描き出すことであるとすれば、逆に分析哲学者の関心は、単一の世界を仔細な個別のユニット——事実や命題——に分割することである。弁証法に代表される形而上学の基本的方向性が問題を総合することであるのに対して、新たな哲学の基本的方向性は問題を分解することであった。すなわち、幾つかの概念的区別を導入することで、一つの事実や命題を、それ以上区別できない単純な要素へと還元しようとする。こうして「可能な限り分析を進めると、それは単純に他のいかなるものとも違ったものに行きつき、この究極的な違いによってわれわれが定義している全体の特殊性を説明する」のである⁽¹⁰⁾。

(c) 論証——分析哲学者の仕事は区別では終わらない。分析哲学者は、いったん単純化された事実や命題を、演繹や帰納といった基本的な論理学的モデルに従って再び構造化する。これが「論証」と呼ばれるプロセスである。ラッセルが言うように、「哲学をするときのコツは、わざわざ述べるまでもないほど単純な事柄から始めて、あまりにも逆説的なために誰も信じないような事柄で終わることにある」⁽¹¹⁾。一見自明で取るに足らない事実や命

題のユニットを、妥当な論証過程によって組み合わせなおすことで、驚くべき大胆な結論を引き出すことができる。こうした分解Ⅱ再構成的な手法を用いて、当初の複雑な哲学的諸問題を真偽の判断に耐えうる客観的知識としていくことが、分析哲学者の課題である。

これらは分析哲学の特徴を示す包括的なリストではないが、大陸哲学との対比から、その一定の輪郭を描き出すことはできたと思う。もちろん、これらのリストが二十世紀以前の哲学あるいは大陸哲学と、二十世紀以降の英米哲学をきっぱりと切り分ける分割線となるわけではない。右記のような分析的特徴の重視は二十世紀英国人の発明であるどころか、啓蒙思想期からヨーロッパで比較的一貫した哲学的傾向であるかもしれない⁽¹³⁾。回顧的に見れば、ロック、バークリー、ヒュームといった英国経験論をはじめ、二十世紀以前の哲学もまた、それらの特徴を多かれ少なかれ分有していたというのが実情であろう⁽¹⁴⁾。また、一口に大陸哲学といっても、その内実や分析哲学との距離は多種多様である。ここではさしあたり、当初分析哲学者が論敵としていたのがヘーゲル観念論の伝統であり、その点から明晰化・区別・論証といった作業を重視する哲学的傾向を、大まかに「分析系」と呼ぶことで満足したい。

ところで、分析哲学の観点のみから大陸哲学を逆照射するのは公平でない。大陸哲学者に言わせれば、些細な事実や命題をめぐって明晰化・区別・論証に没頭する分析哲学の仕事は、そもそも全然「哲学」とは呼べないのであるかもしれない。S・クリッチリーが言うように、「大陸的伝統の多くにとって、哲学は現在を批判し、危機にあるものとしての現在に対する反省的意識を助長する手段」である⁽¹⁵⁾。すなわち、大陸哲学者にとって、哲学とは批判を通じて世界を解放するひとつの実践であるのだ。こうした強烈な批判意識を前にして、哲学者が仔細な分析の作業に興じるのはいかに外的外れである。すると、分析哲学と大陸哲学は、「哲学」という名のもとに、知識の獲得と世界の変革という異なった役割課題を引き受けているとも考えられる⁽¹⁶⁾。

とはいえ、こうした二分法を過度に強調すべきではない。すぐ後に見るように、現代の分析的政治哲学は、価値中立を標榜する狭義の分析的関心のみならず、現状の批判と変革を企図する規範的関心をも包含しているからである。要するに、明晰化・区別・論証といった分析的特徴は哲学のスタイルを規定するものであって、哲学の関心を規定するものではない。事実そうであるように、これらの特徴は、認識論、存在論、心の哲学といった伝統的な哲学的諸問題から、科学哲学、法哲学、倫理学、政治哲学まで多種多様な研究分野に適用可能なのである。

分析的政治哲学の分業的役割

話を政治哲学に戻そう。「分析的政治哲学」とは、学問分野としての政治哲学のなかで、特に以上のような分析哲学の傾向を共有するものをいう。英米圏の政治哲学は、法哲学や倫理学のような隣接する諸分野と同様に、二十世紀の分析哲学の興隆に大きな影響を受け、一般に「分析系」と括られる傾向を共有するに至った。その意味で、分析的政治哲学の成立と発展は、分析哲学の成立と発展と並行して進んでいる。次節以降で詳しく検討したいことは、これら二つの歴史を重ね合わせながら、現代にまで至る分析的政治哲学の系譜を辿ることである。

ところで、よく言われるように、政治学の他部門と比較した政治哲学の学問的役割は、〈規範的研究〉に携わることである。A・J・シモンズが言うように、「政治哲学に特有のことは、正当化、価値、徳、理想、権利、義務に関する指令的、あるいは評価的関心である——要するに、政治社会がいかにあるべきか、政治政策や政治制度がいかに正当化されるか、私たちとその政治的官吏が公共生活でいかに振舞うべきかに関する関心である」⁽¹⁷⁾。分析的政治哲学の発展史を辿るうえで重要な論点は、当時の分析哲学との関係において、この規範的関心がいったん正面から論じられることがなくなったということである。それゆえ、回顧的に見るならば、分析的政治哲学の系譜論とは、この規範的関心がいったん失われ、徐々に取り戻されていった経緯として大きく捉えることがで

図表 1 政治学における役割分業

	経験的研究	規範的研究	分析的研究
言語分析の段階	政治科学	—	政治哲学
ポスト言語分析の段階	政治科学	(政治哲学)	政治哲学
『正義論』以降の段階	政治科学	政治哲学	(政治哲学)

きよう。

この点を、政治学における経験的／規範的／分析的研究の区別を用いて整理してみよう(図表 1)⁽¹⁸⁾。何らかの政治に特有の事柄——例えば民主主義——を学問的に考察する際には、それぞれ別個の問いの立て方がある。第一に、民主主義の意味や用法を確定するという〈分析的研究〉がある。「民主主義の構成要素とは何か」「民主主義は独裁制と何が異なるのか」といった問いに答えることである。第二に、民主主義のあるべき姿を探求する〈規範的研究〉がある。「なぜ民意が政治に反映されるべきなのか」「集団の決定は個人の自由を制約しうるか」「民主的意思決定に参加する資格は誰にあるか」といった問いである。第三に、民主主義の歴史や制度、過程に関する〈経験的研究〉がある。「どの国がどの程度民主的であるか」「民主化を進める要因は何か」といった問いである。

こうした課題において、現代の政治哲学者は政治科学者との分業上、主として——もっぱらではない!——〈規範的研究〉に従事している。しかし、後述するように、分析的政治哲学の成立・発展段階の一時期、政治哲学の分業的役割は〈規範的研究〉にはなかった。ある時期、政治哲学者は〈規範的研究〉から撤退し、もっぱら〈分析的研究〉にのみ従事するようになったのである。その後、政治哲学者は徐々に〈規範的研究〉への関心を取り戻すようになっていくが、それが政治哲学の主たる分業的役割になるのは、一九七〇年代のいわゆる「政治哲学の復権」以降のことである。

それでは、政治哲学者が一時手放した〈規範的研究〉を、一体誰が代わりに引き受けたのであろうか。実に、誰も引き受けなかったのである。分析哲学の興隆の影響下で、一時期政治学

における〈規範的研究〉は宙に浮いていた。それは、倫理学において規範倫理学に代わるメタ倫理学が興隆した時期とも一致している。次節以降では、なぜ、そしてどのように、分析的政治哲学者が〈規範的研究〉への関心を失い、その後再び取り戻すに至ったのか、事の経緯をより詳しく追ってみた。

三 言語分析と政治哲学

二十世紀前半の政治学では二つの面でディシプリンの細分化が進んでいた。一方には、ウィーン学団に代表される科学主義や実証主義の影響下で事実と価値の分離を徹底する〈経験的研究〉の自立化の過程があり、他方には、当時英国で発展していた言語哲学がもたらした〈分析的研究〉の精緻化の過程がある。それでは、こうした細分化の過程で政治哲学者にはどのような課題が託されていたのであろうか。それは一言でいえば、〈経験的研究〉を政治哲学者に委ねたうえで、〈規範的研究〉から撤退し、〈分析的研究〉に没入することである。分析哲学において言語分析が最盛期を迎えていた頃（一九四五―六〇年のオックスフォードがその時期にあたる）、その影響下にあった政治哲学は以上のような根本的な変化を遂げていたのだ。

経験的／規範的／分析的研究の切断

二十世紀の分析哲学の出発点となったのは、倫理学者ムーアの自然主義的誤謬批判である。「自然主義的誤謬」(naturalistic fallacy)とは、「善い」のような価値命題を、何らかの事実命題から導出しようとすることを指す。ムーアが見るところ、当時倫理学を席卷していた潮流は、その多くがこの誤謬に基づいて構成されていた。しかし、価値と事実は異なった世界に生じる異なった現象であって、それぞれ別個の知識を要求するのである。十八

世紀の哲学者 D・ヒュームが喝破していたように、論理的に考えれば、事実（である）から価値（善い）を導くことはできないのであるから、当時の倫理学は出発点からして間違っていた、ということになる。⁽¹⁹⁾

それとは別個に、ヨーロッパ大陸では一九二〇年代、人間的知識は思惟ではなく経験によって得られるとする科学主義を前面に掲げるウィーン学団の論理実証主義運動が活発であった。いわく、科学は人間の認識を一新させた。世界についてのありとあらゆる知識や真理は、科学的方法によって発見されるであろう。物体については物理学と化学が、生体に関しては生命科学が、人間に関しては心理学と行動科学が、あらゆる疑問を解決してくれる。逆に、科学的基準を満たさないものは信仰や憶見の類にすぎない。ウィーン学団はこれを「科学的世界観」と名付けたのである。

事実と価値を分離するムーアの倫理的主張に、ウィーン学団流の論理実証主義をブレンドしたのが、二十五歳の若さで『言語・真理・論理』（一九三六年）を執筆した A・J・エイヤーであった。エイヤーの主張は幾つかのポイントに分かれる。第一に、有意義な命題とは、論理によって分析可能な分析命題と経験によって検証可能な総合命題の二つしかない。分析命題とは、言語の意味と構造を明らかにすることでその真理が保証される命題であり、総合命題とは、事実を参照することでその真偽を確定できる命題である。第二に、総合命題で参照される事実は経験的に検証されるものでなければならない。こうした〈経験的研究〉を担うのは哲学者ではなく科学者の仕事である。第三に、哲学者の仕事は言語の意味と構造を明らかにする〈分析的探究〉である。すなわち、「彼〔哲学者〕の職分は、科学の諸命題について、それ等相互の間の論理的な関係をあきらかにし、またそこ⁽²⁰⁾にあらわれる記号を定義することにより、その諸命題のいう所を明晰化することにある」。

それでは、論理実証主義において規範的関心はどのように扱われるのか。ひとつの方策は、価値言明を経験的に検証可能な実証科学の主題に翻訳すること、すなわち倫理的問いを心理学・社会学的問いへと還元すること

である⁽²¹⁾。実際、エイヤーによれば、これまで価値を主題にしていると見られた〈規範的研究〉の大半は、実のところ〈経験的研究〉に還元される(べき)問題であったのだという。「我々は確かに普通、価値の問題についての論争とみなされるものを行う……しかし、もし我々が事柄をよくみきわめるならば、論争は実際には価値の問題についてではなく事実の問題についてであることがつねにわかるのである」⁽²²⁾。

しかし、どれだけ経験的事実に訴えたところで解決されない価値の論争が残るかもしれない。例えば、「民主主義のもとでは快楽の総量が増加する」「科学技術が発展する」「国力や人口が増大する」といった経験的事実をいくら積み重ねたところで、「民主化が望ましい」という価値判断に依然として同意しない人は残るかもしれない。その場合、エイヤーの答えは、その価値判断は真偽を問えない、それゆえ科学的に無意味な命題だということなのである。「価値の陳述はもし有意味であるならば普通の『科学的な』陳述である……もし科学的でないならば字義上の意味を持たず、単なる情緒の表現であって、それは真でも偽でもありえない」⁽²³⁾。

意味の探究から用法の探究へ

論理実証主義の科学主義的精神は、他分野にも波及し、一時相応の成功を収めるけれども、少なくとも哲学的主張としては長続きしなかった。前述したように、それが哲学者の仕事をあまりにも矮小化するものであったからである。科学的に意味ある命題は、分析命題(＝トートロジー)か、総合問題(＝経験的に検証しうるもの)でしかないという二元論は、哲学的探求の余地をきわめて狭めてしまう。大体、論理実証主義の主張自体、トートロジーでもなければ経験的に検証しうるものでもないのだから、それは自己論駁に等しいものであった⁽²⁵⁾。

次世代の哲学者は、論理実証主義者のように命題の科学的有意義性に固執することを止めた。例えば、「英国は一九三九年に宣戦布告した England declared war in 1939」という言明の意味を知るために、英国人一人一人

が同年に何をしていたかを列挙する必要はない。⁽²⁶⁾ この場合に「英国」や「宣戦布告」という言葉が意味していることは、意味の検証理論に照らし合わせるまでもなく、普通の人ですでに理解し、従っている。要するに、その言明の意味は、論理的・経験的な有意味性の水準を満たしていなくとも、言語の日常的な用法を調べることで確認することができるのだ。

こうして、命題の論理的・経験的な意味を尋ねるよりも、その日常的な用法を調べるのが、分析哲学者の課題となった。これは日常言語哲学と呼ばれる。ウイトゲンシュタインの言葉を借りれば、「或る語の意味とは、言語ゲームに於けるその語の使用であり」、「我々はこれらの語を、それらの形而上学的使用から日常的使用へと、連れ戻すのでなくてはならない」⁽²⁷⁾。ウイトゲンシュタイン自身は、論理実証主義のバイブルとなった『論理哲学論考』（一九二二年）から思想を大幅に転換させたのだが、それが知られるのは彼の死後『哲学的探求』の出版（一九五三年）以降であって、はじめにその思想を世に広める役割を果たしたのは、ウイトゲンシュタインと親交のあったオックスフォードの哲学者 G・ライルである。ライルは『心の概念』（一九四九年）の冒頭で、「本書は、心について何ら新しい情報を与えるものではない。……むしろ、われわれが心についてすでに持っている知見について、その論理的地図の改訂を試みようとするものである」と宣言しているが、⁽²⁸⁾これは日常言語学派の基本方針となったのである。

ライルが広めた思想のひとつに、「カテゴリー錯誤」というものがある。ライルはこれを、哲学上の主要問題である心身問題を例として、デカルト流の心身二元論を批判するなかで用いた。「心」という言葉はこれまで混乱し、誤った「論理的地図」のもとに描かれてきた。すなわち、問いの立て方が間違っていたのだ。それゆえ、哲学の仕事は、言語分析によってこれらの錯誤を取り除き、哲学的諸問題を解決するよりも消去することである。哲学的難問の多くは、実は言語の誤用に基づく擬似問題であり、厳密に言えば存在しなかったのだ。哲学の役割

は、こうした擬似問題に延々と悩まされる人々の知的「治療法」となることである。⁽²⁹⁾ 論理実証主義と同様、ここでもまた、哲学の任務はもっぱら価値中立を標榜する〈分析的研究〉に向けられている。

エイヤーらの論理実証主義、ライルらの日常言語哲学は、戦後から一九六〇年頃までオックスフォード哲学と呼ばれる言語哲学の一大団を作り出した。プラトン、ヘーゲルといった哲学史上の巨人による著作を「言葉の混乱に基づくナンセンスの固まり」として切って捨てる言語分析の偶像破壊的な魅力は、当時多くの若い研究者を惹きつけた。そして、この衝撃は政治哲学にも及んだのである。

ウエルドン主義の全盛期

政治哲学において論理実証主義や日常言語哲学の影響を強く受け、言語分析の導入を本格的に開始したのが、T・D・ウエルドンの『政治の論理』（一九五三年）である。そこでは、事実と価値の分離、検証可能性に根差した真偽の基準、哲学の〈分析的研究〉への限定といったエイヤーの主要命題を引き継ぎつつ、これまで政治哲学者を悩ませてきた問題は基本的にカテゴリー錯誤に属するものであって、問うに値しない擬似問題なのだとの結論が導かれた。（『政治の論理』自体、エイヤーが編集するシリーズの一部であり、彼が序文を寄せている。）ポイントを絞って整理しよう。

エイヤーが倫理学に対して述べたように、ウエルドンもまた、政治哲学の課題は政治的言語の分析に携わることであり、またそれに尽きると主張した。その真偽の判定基準が存在しない以上、政治哲学者は〈規範的研究〉をきっぱりとあきらめるべきなのである。ウエルドンは、論理実証主義や日常言語哲学の精神に基づき、「哲学の目的は、言語的混乱を明確にし、解明することである」と宣言したうえで、「政治哲学者には、立法案の現実の計画……に助言を与えたり有益な批判を行ったりする資格があるはずだ」などという見方を「馬鹿げた見方」

と一蹴した⁽³⁰⁾。

もちろん、政治哲学者は伝統的に、価値に関して論争を行っている。しかし心配する必要はない。これらの大半は、〈分析的研究〉あるいは〈経験的研究〉によって決着がつく問題なのだ。その一部は、そもそも言葉の混乱に端を発するものであって、カテゴリー錯誤に基づく擬似問題である。また別の一部は、結局事実判断に帰せられる論争であって、それは科学者の手を借りることで解決できる。それゆえ、政治哲学者は安心して政治的言語の分析に専念すればよい。「言葉の混乱が整理されれば、伝統的な政治哲学の問題の大半が答えられないはずはない……それらの問題はすべて、まぎれもなく経験上の困難を、混乱した言葉で定式化したものにすぎない」のである⁽³¹⁾。

一九五〇年代の政治哲学はウェルドン主義的諦念に包まれていた。『哲学・政治・社会』第一シリーズ（一九五六年）を編集したP・ラスレットは、英米哲学における言語分析の席卷を背景にして、「政治哲学の死」を宣告した。

哲学者に、いったん引き下がって、その論理的・言語的装置を再検討するよう説得したのは、ラッセル、ワイトゲンシュタイン、エイヤー、ライルであった。この再検討の結論は実に根本的であった。それはあらゆる倫理的言明の論理的身分を問いに付し、明瞭性の厳密な基準を確立することによって、一時伝統的な倫理体系を無意味の塊に還元しかねないものであった。政治哲学は倫理学の延長線上にある——あるいはあった——ため、政治哲学がそもそも可能かどうかという問いが提起されたのである⁽³²⁾。

事実、『哲学・政治・社会』第一シリーズに収録された論文には、(ウェルドン自身の論文も含めて) 明確に規範的

関心を押し出した論文は数少ない。むしろ、政治哲学における不同意は、その実質的相違ではなく、言語の混乱から発するのだというウエルドンの主張に基づいている。M・マクドナルドの権利の分析やW・J・リースの主権の分析、G・ウィリアムズの法の分析はその典型である。⁽³³⁾ 編者のラスレットが言っているように、ここでは寄稿者の「誰一人として、古い意味での政治哲学者ではない」。⁽³⁴⁾

とはいえ、当時の分析哲学者が規範的な政治問題に無関心であったというわけでは決してない。例えば、先の引用中でラスレットが名指しするラッセルは、生涯を通じて反戦平和運動に熱心に携わり、そのために投獄されたり大学を追われたりするほどであった。にもかかわらず、ラッセルは事実と価値の分離を真面目に受け止めて、自らの規範的関心を哲学とは明確に切り離していた。⁽³⁵⁾ 結局のところ、いかなる客観的知識を装おうとも、〈規範的研究〉は説得や脅し、プロパガンダと同じ類であって、それゆえ大学の教壇からは追放されるべきものなのだ。⁽³⁶⁾

四 ポスト言語分析と政治哲学

政治哲学におけるウエルドン主義の全盛期は、それほど長続きしたわけではない。回顧的に見れば、『政治の論理』は論理実証主義の残り火として一時脚光を浴びたが、一九六〇年代のオックスフォード分析哲学者の間には、すでにそれを批判的に再考する哲学的気運が生まれていたのだ。当時同大学に属していたバリーが回顧して証言するように、「哲学者の間では、論理実証主義ならびにあらゆる『価値判断』は単なる『情緒的発声』——やじり声あるいは声援——にすぎないという説はすでに疑われていた」。⁽³⁷⁾ 本節では、この時期の分析的政治哲学において言語分析を内在的に乗り越えようとする様々な取り組みを概観してみたい。

〈規範的研究〉への回帰

こうした当時の取り組みのなかでも目立っていたのが、政治哲学者は〈分析的研究〉のみならず〈規範的研究〉にも携わるべきだとの指摘である。例えば、分析哲学の周辺でも、J・プラムナツツ「政治理論の効用」(一九六〇年)、I・バーリン「政治理論はまだ存在するか」(一九六一/六二年)といった論文が相次いで刊行された⁽³⁸⁾。ここでは、政治学には〈経験的研究〉とも〈分析的研究〉とも区別される第三の〈規範的研究〉の余地が存在し、それこそ政治理論家が引き受けるべき有益な研究なのだと言われている。この時期、分析哲学の内外では、言語分析の時代に空白となっていた規範的関心に多くの論者が目を向け出していた。

具体的に、この時期に著された重要著作として、H・L・A・ハート「自然権は存在するか」(一九五五年)、ロールズ「公正としての正義」(一九五八年)、バーリン「二つの自由概念」(一九五八年)、B・ウィリアムズ「平等という理念」(一九六二年)などが挙げられる⁽³⁹⁾。これらの論文は、第一義的には「自由」や「平等」、「権利」、「正義」といった政治的概念を直接の分析対象としながらも、程度の差はあれ、同時に——現代風に言えば——その特定の構想を擁護する内容をもっていた。こうした研究が先達となって、政治哲学に再び〈規範的研究〉の余地が生まれていったのである。

以上の傾向は、『哲学・政治・社会』第二シリーズ(一九六二年)の序文中で明確に見て取れる(ここには、右掲のロールズとウィリアムズの論文が収録された)。編者のラスレットとW・G・ランシマンは、「哲学的状況はオックスフォードにおいてさえ明らかに変わってきた」と指摘し、留保つきながら「ウェルドン主義の全盛期」が過ぎ去りつつあることを示唆している⁽⁴⁰⁾。第一シリーズと第二シリーズの間の期間は六年とさほど長くないが、政治哲学ではこの間に重要な論調の変化があったことが見て取れる。

こうした論調の変化は、一九六〇年代半ば以降も継続していく。それを代表するのが、A・クイントンが編集

した「オックスフォード哲学読本」の一冊『政治哲学』（一九六七年）であった（ここには、右掲のハートとバーリの論文が収録された）。その序文中でクイントンは、「分析と正当化を切り離しておくことは、形式的方法論が示唆するであろう以上にむしろかしく、この問題では哲学の他の分野におけるよりもずっとむしろかしい」と指摘し、⁽⁴¹⁾言語分析が規範的関心と切り離せないことを示唆している。少なくとも政治哲学において、〈分析的研究〉は不可避的に〈規範的研究〉を伴わざるをえないのだ。

〈分析的研究〉の持続

しかし、「分析と正当化は切り離せない」というクイントンの言葉を裏に返せば、政治哲学者は依然として、〈分析的研究〉から完全に離れていないということである。ライルが示したように、日常言語の精緻化を通じて古典的な哲学的難問を次々と解決（あるいは消去）していく言語分析の魅力は、それでも多くの論者を惹きつけていた。逆にいえば、当時の政治哲学には、言語分析を除いて、旺盛な規範的関心に答えるだけのデイシプリンが備わっていなかったのである。一言でいえば、それは〈分析的研究〉を通じた〈規範的研究〉であったのだ。

こうした一九六〇年代の政治哲学の特徴は、前述のクイントン編『政治哲学』の構成において明瞭に見られる。そこには、「自由」に関する章はあるが「自由主義」に関する章はない。「平等」に関する章はあるが「平等主義」に関する章もない。S・I・ベンは『「主権」の用法』を分析し、J・シユムペーターは「二つの民主主義概念」を分析している。⁽⁴²⁾要するに、その主たる方法は政治的言語の分析である。⁽⁴³⁾この点、例えばW・キムリック『現代政治理論』（一九九〇年・二〇〇二年）のような、時代を下った政治哲学の標準的テキストとの構成上の違いは明白である。（ちなみにその章立てには、「功利主義」「リベラルな平等」「リバタリアニズム」「マルクス主義」「フェミニズム」といった項目が並んでいる。⁽⁴⁴⁾）

当時、〈分析的研究〉を通じた〈規範的研究〉に満足しない論者は、幾つかの代替案を探っていた。一つ目は、経済学や社会学など、社会科学における他分野のデイシプリンを積極的に摂取しつつ、そこから規範的諸問題にアプローチする方向性である。⁽⁴⁵⁾特に、R・B・ブレイスウエイトの著作『道德哲学者の道具としてのゲーム理論』(一九五五年)⁽⁴⁶⁾以降、当時急速に発達していたゲーム理論や合理的選択理論の方法から規範的示唆を得ようという動向があった(次節で述べる『正義論』にも、こうした動向からの影響が見取れる)。また、『哲学・政治・社会』第二シリーズの編者に社会学者のランシマンが加わっているように、実証科学と結合する分野横断的な〈規範的研究〉が目指された時期でもあった。⁽⁴⁷⁾

二つ目は、言語の用法を固定的なものでなく可変的なものであると捉え、より広い文化や社会的コンテクストの観点から、その成立と変化の過程を明らかにしようとする道りである。ウイトゲンシュタインが言うように、「或る言語を想像する事は、或る生活の形式を想像する事である」⁽⁴⁸⁾。概念の開放性と言語の社会性を強調する——W・B・ギャリーが「本質的に競合的な概念」(essentially contested concepts)と名づけたところの⁽⁴⁹⁾——後期ウイトゲンシュタインのアイデアは、日常言語分析に飽き足らない一部の論者を強烈に惹きつけた。⁽⁵⁰⁾それは、後述するように政治哲学がロールズを中心に回り出してからも、政治哲学の有力な代替的アプローチとなったのである。三つ目は、概念の開放性や言語の社会性を踏まえたくえで、言語そのものというよりも、言語を成り立たせているより包括的な社会的コンテクストの探求に向かう方向性である。それは、社会科学の実証的方法の限界を指摘したうえで、方法論的には歴史学や解釈学に根差す政治哲学を模索するものであった。A・マッキンタイアが言うように、「〈道德哲学者は、自分やその周りの人々の言行を、オックスフォード流に肘掛椅子に座ったまま省察するだけで、道德の諸概念そのものを研究できる〉という考えは不毛なのだ」⁽⁵¹⁾。こうして、後にコミュニティアンと呼ばれる論者の一部は、一時期オックスフォードに身を置きながらも、最終的に分析哲学の潮流そのもの

から離れていった。⁽⁵²⁾

英国でこうした暗中模索が続く状況のなか、大西洋を隔てた米国より福音が届いた。ロールズ『正義論』の出版（一九七一年）である。⁽⁵³⁾

五 『正義論』以降

政治哲学の再生は英国でなく米国で生じた。一九六〇年代の米国は、公民権法の制定に連なる反人種差別運動や、泥沼化するベトナム戦争を批判する反戦平和運動といった数々の社会問題が噴出するなかで、英国よりもはるかに深刻に、政治社会のあるべき指針を直接提示する〈規範的研究〉の必要性が意識されていた。こうした向実践的な問題関心に裏打ちされて、政治哲学の主たる任務に〈分析的研究〉でなく〈規範的研究〉を据えようという機運が高まっており、それに正面から答えたのが『正義論』だったのである。ロールズ自身が明確に述べているわけではないが、同書の基本的発想が、こうした一九六〇年代米国の時代背景のもとで彫琢されていったことは忘れるべきでない。⁽⁵⁴⁾

本節では、現代英米圏の政治哲学が、『正義論』を経て、いったん手放した規範的関心を再び研究の中心に据えるようになる経緯について概観してみたい。

政治哲学の復権

ロールズが事のはじめから規範的関心を研究の中心に据えていたわけではない。例えば、先に挙げた「公正としての正義」（一九五八年）では、論文の目的が「正義の概念における基礎的観念が公正であるということ」を明ら

かに」することであり、「このような観点から正義の概念の分析を行ってみたい」と述べている。⁽⁵⁵⁾この時点でロールズは、同時期の他の論者と同じく、言語分析を通じて特定の規範的コミットメントを明らかにしようとしていた。同論文が収録された『哲学・政治・社会』第二シリーズ（一九六二年）で編者が評するように、「この論文（「公正としての正義」）ですら、伝統的政治理論家による率直な推奨からは、依然として非常に異なっている」⁽⁵⁶⁾。

ところが、この時期からロールズは、「原初状態」のアイデアを中心に、ゲーム理論や合理的選択理論といった経済学における知見を積極的に摂取し、それを政治哲学の規範的関心に転用するようになる。それと同時に、博士論文の要約版「倫理上の決定手続の概要」（一九五一年）⁽⁵⁷⁾において枠組みを示した倫理学方法論を「反照的均衡」として洗練させ、両者を一体的に結合していくなかで、言語分析を重視しない正義論の全体像を形作っていくようになる。⁽⁵⁸⁾

最終的に、ロールズは正義論の展開にあたり、〈分析的研究〉にかかずらうことを止めた。「原初状態」や「反照的均衡」の道具立てを揃えることで、言語分析の仔細にこだわらず、一足飛びに規範的構想の検討に進むことができるようになったのである。『正義論』序文においては、「私（「ロールズ」）が構想しているような道徳理論において意味や分析性といった諸観念は必須の役割を担うものではなく、「むしろ正義の理論をそれらの観念から独立に展開することにこそ、私の努力は向けられてきた」と言われている。⁽⁵⁹⁾ロールズはここで、〈分析的研究〉から独立した〈規範的研究〉を提示しようとしたのである。⁽⁶⁰⁾

ロールズの試みが当時どれほど画期的かつ挑戦的なものとして受け止められたかは、想像に難くない。もちろん、向けられたのは称賛ばかりではなかった。『正義論』は出版後ただちに、経済学、倫理学、法学等多方面における論争・批判の嵐を巻き起こしたのである。しかしそれは、政治哲学が言語分析の殻を破り、旺盛な規範的

関心を通じて関連諸分野と接点をもち始めたことの証左でもあった。一九七〇年代の政治哲学に、一九五〇年代に覆っていた諦念は見られない。『哲学・政治・社会』第五シリーズ（一九七九年）を編集したJ・フィッシュキンとラスレットは、その冒頭で次のように言及した。

「二十世紀、政治理論の圧倒的な著作は現れていない——一九六二年『哲学・政治・社会』第二シリーズの論文……でアイザイア・バーリンはこのように言った。……一九七八年現在の顕著な違いは、バーリンのこの主張がもはや真でないことである。／一九七一年にマサチューセッツ州ケンブリッジで、ハーバード大学のジョン・ロールズによる『正義論』が公刊された時点で、この主張は真でなくなったのである。⁽⁶¹⁾

「復権」以後の政治哲学

こうして、『正義論』の出版は「政治哲学の復権」と呼ばれる研究の新展開に先鞭を付けた。J・ホートンが言うように、「この時点で哲学的革新の現場は、決定的にオックスフォードから米国に移った」のだといえよう。⁽⁶²⁾ 「復権」以後の政治哲学の展開はわが国でもよく知られるところなので、⁽⁶³⁾ ここではその詳細に立ち入らず、主として系譜論的観点から、〈規範的研究〉としての政治哲学の展開を手短かに概観してみたい。

系譜論的に見ると、「復権」以後の政治哲学は、ロールズが『正義論』で示した、社会契約の論理に基づく手続き的正義論の強い影響下で進んだ。手続き的正義論とは、結論を導くための公正な手続きを設計することで、結論の正しさを論証しようという研究モデルのことである。その例として、カント主義の色彩の濃いロールズに對して、ロックの社会契約説に基づいて正義論を構築するノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』⁽⁶⁴⁾（一九七四年）、少し遅れてホッブズの現代的展開を狙うゴータイエ『合意による道徳』⁽⁶⁴⁾（一九八六年）が挙げられる。

また、明示的に社会契約説を用いているわけではないものの、同様の手続き的正義論の範疇に含まれるものとして、B・アッカーマン『社会正義とリベラルな国家』（一九八〇年）、ドゥオーキン「平等とは何か」（一九八一年）等を含めることができる⁽⁶⁵⁾。

しかし一九八〇年代に入ると、手続き的正義論そのものに対して、多方面から批判の声が上がるようになった。何よりも、当時の政治哲学を席卷したのは、右述のような広義のリベラルな政治哲学者に対して向けられたコミュニティアンからの批判である。批判点は多岐にわたるものの、方法的観点では、手続き的正義論者に共有された手法——ノージックの言葉を借りれば、「手の込んだ論証、非現実的な反証例を持ち出しての主張の論駁、面くらわせるようなテーゼ、パズル、架空の構造的条件」等々——に根本的な懐疑の目が向けられた。〈規範的研究〉とは、こうした仮説的思考実験に頼ることではなく、現実社会に根づく実質的な善の構想を歴史的・解学的に明らかにすることだといっているのである。コミュニティアンには、マッキンタイアやC・テイラー等、『正義論』以前にオックスフォード哲学から離れた論者が含まれる。

また、こうした方法的異論と並んで、広義の分析的方法を共有するものの、前述のリベラルな政治哲学者の実質的結論を批判・修正する潮流も次々に生まれてきた。主要なものとして、国際正義論（C・ベイツ、T・ポツゲ）、卓越主義（J・ラズ、W・ギャルストン）、分析的マルクス主義（コーエン、J・ローマー、J・エルスター等）、フェミニズム（S・オーキン）などが挙げられる⁽⁶⁷⁾。この傾向は九〇年代に入ってさらに加速し、多文化主義や差異の政治（キムリッカ、I・M・ヤング）、ナシヨナリズム（Y・タミール、ミラー）、共和主義（P・ペティット）など、規範的関心のさらなる多様化が進んでいる⁽⁶⁸⁾。こうした「主義主張^{イデオロギイ}」の乱立は、一九六〇年代の政治哲学の著作と比較するなら隔世の感があるかもしれない。

最後に、筆者の問題関心に照らして注目すべき近年の分析的政治哲学の動向を一点付記しておきたい。それは、

応用政治哲学とでも名づけられる、個別具体的な政策立案・制度設計において政治哲学の知見を積極的に生かそうとする試みである。例として、教育政策（H・ブリックグハウス、A・スウィフト）、課税政策（T・ネーゲル、L・マーフィ）、ベーシック・インカム等の社会保障政策（P・V・パレイス、S・ホワイト）、医療・保険政策（J・ウルフ、A・デシャリット）などが挙げられる。⁶⁹〈規範的研究〉としての政治哲学が学問的に一定の成熟段階を迎え、新たな深化の過程に入っているものとして、これらの動向を捉えたい。

六 おわりに

以上本稿では、二十世紀初頭に始まる分析哲学の興隆のなかに政治哲学を位置づけながら、その展開について確認してきた。第一段階は言語分析の段階である。この時点で政治哲学者は〈規範的研究〉から撤退し、政治科学者による〈経験的研究〉に資するための〈分析的研究〉の作業に役割を自己限定していた。第二段階はポスト言語分析の段階である。この時点で政治哲学者は、〈分析的研究〉に軸足を置きながらも、そこから〈規範的研究〉への含意を探る道を模索し始めた。第三段階は『正義論』の出版以降の段階である。ここにおいて政治哲学者は、自分の第一義的課題を規範的関心から引き出し、より直接的に〈規範的研究〉に従事するようになった。

現在主流となっているのは、第三段階の〈規範的研究〉としての政治哲学である。ロールズ『正義論』に端を発する「政治哲学の復権」のなかで、第一段階においては学問的探求の対象にはなりえないとして放擲された規範的関心を、現代の政治哲学者はその手に取り戻した。一九八〇年代のリベラルIIコミュニタリアン論争のように、〈規範的研究〉の具体的な方法やアプローチについて争われることはあっても、〈規範的研究〉それ自体の妥当性に異が唱えられることはない。ある評者が回顧的に言うように、「分析的政治哲学は、一九五〇年代には負

けただろうと思われていた戦いに勝利した。その正統性が今や疑われることはない。それどころか、その正統性を問うこと自体、決してなされてい⁽⁷⁰⁾ない。

わが国の研究者にとって、分析的政治哲学の「勝利」が意味することは何か。最後に指摘したいことは、こうした分析系のスタイルが世界大化していることである。英国由来の分析的アプローチが米国に伝播することで形成された「英米系」の政治哲学は、今やロールズ産業を呼び水としてヨーロッパ大陸にも着実に浸透しつつある⁽⁷¹⁾。それどころか現在、J・ウルフが述べるには、「ある意味で、自覚的に『大陸的』スタイルを採用しないかぎり、分析的政治哲学はほとんど避けられないように見えるかもしれない⁽⁷²⁾」。これは多分に英米人の視野狭窄と言えなくもないが、質・量ともに、分析的アプローチが政治哲学の展開を世界大に牽引していることは間違いない事実であろう。こうした趨勢のなかで、日本も含めた非英米諸国が分析的⁽⁷³⁾政治哲学の展開とどのように向き合い、独自の研究方向を模索していくのか、わが国でも一層自覚的な検討を進めることが期待される。

【謝辞】 本稿の執筆・修正にあたっては井上彰氏、蛭田圭氏から有益なコメントを頂いた。記して御礼と感謝の念を表したい。無論、本稿に残る誤りについての責任は筆者にある。

(1) Gerald A. Cohen, *Karl Marx's Theory of History: A Defence*, expanded ed. (Princeton: Princeton University Press, [1978] 2000), p. xxii.

(2) 邦語による概観としては、山岡龍一「政治哲学はどのようなものとなりうるのか」D・ミラー（山岡龍一・森達也訳）『政治哲学』（岩波書店、二〇〇五年）、一八三―一九七頁を参照。

(3) David Braybrooke, *Analytical Political Philosophy: From Discourse, Edification* (Toronto: University of Toronto Press, 2006), p. 115.

- (4) 松元雅和「現代政治理論の方法に関する一考察」『年報政治学』二〇一〇—一（二〇一〇年六月）、一四九—一七〇頁。
- (5) 分析的政治哲学の発展史の有益な概観としては、Mark Bevir, “Histories of Analytic Political Philosophy,” *History of European Ideas* (forthcoming); Michael Neumann, “Political Philosophy,” in *Columbia Companion to Twentieth-Century Philosophies*, ed. Constantin V. Boundas (New York: Columbia University Press, 2007), 297-308; Philip Pettit, “Analytical Philosophy,” in *A Companion to Contemporary Political Philosophy: Volume I*, 2nd ed, eds. Robert E. Goodin, Philip Pettit and Thomas Pogge (Oxford: Blackwell, 2007), 5-35; Andrew Vincent, *The Nature of Political Theory* (Oxford: Oxford University Press, 2004), ch. 3; Jonathan Wolff, “The History of Analytic Political Philosophy,” in *The Oxford Handbook to the History of Analytic Philosophy*, ed. Michael Beaney (Oxford: Oxford University Press, forthcoming) を参照。
- (6) 邦語では例えば、竹尾治一郎『分析哲学の発展』（法政大学出版社、一九九七年）、同『分析哲学入門』（世界思想社、一九九九年）、藤本隆志・伊藤邦武編『分析哲学の現在』（世界思想社、一九九七年）などを参照。
- (7) A・ヴィンセントが言うように、「分析哲学は、概してそれが生産するものではなく、それが反対するものによって栄えてきた。」Vincent, *The Nature of Political Theory*, p. 85. 逆に言えば、対抗する大陸哲学の側も一様ではない。初期の論争相手は観念論やヘーゲル主義であった。戦中・戦後から一九八〇年代頃にかけてはマルクス主義、実存主義、現象学、フロイト主義、ハイデガーへと移り、それ以降はポストモダンリズム、ポスト構造主義へと移っている。
- (8) Bernard Williams, *Ethics and the Limits of Philosophy* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1985), p. viii. [森際康友・下川潔訳『生き方について哲学は何が言えるか』（産業図書、一九九三年）、四頁]
- (9) Ludwig Wittgenstein, *Tractatus Logico-Philosophicus* (New York: Cosimo, [1922] 2009), p. 52 [sec. 4.112]. [野矢茂樹訳『論理哲学論考』（岩波文庫、二〇〇三年）、五一頁]
- (10) G. E. Moore, *Principia Ethica*, revised ed., ed. Thomas Baldwin (Cambridge: Cambridge University Press, [1903] 1993), pp. 61-2 [sec. 10]. [泉谷周二郎・寺中平治・星野勉訳『倫理学原理——付録：内在的価値の概念／自

由意志』(三和書籍、二〇一〇年)、一一四頁]

- (11) Bertrand Russell, "The Philosophy of Logical Atomism," *Logic and Knowledge: Essays 1901-1950*, ed. Robert C. Marsh (London: Routledge, 1992), 175-281, p. 193. [高村夏輝訳『論理的原子論の哲学』(ちくま学芸文庫、二〇〇七年)、二六頁]
- (12) ほかに例えば、「ひとつの議論における単一の論点に集中するという傾向、能弁に対する嫌悪、一般論や大きな理論に対する不信、偏見からの脱却、など……は一九四五年以降の『オックスフォード哲学』の特質として考えられているものである。」Geoffrey J. Warnock, *English Philosophy since 1900*, 2nd ed. (Oxford: Oxford University Press, 1969), p. 12. [坂本百大・宮下治子訳『現代のイギリス哲学——ムーア・ワイトゲンシュタイン・オースティン』(勁草書房、一九八三年)、二二頁]
- (13) Hans-Johann Glock, *What Is Analytic Philosophy?* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008), pp. 190-1.
- (14) 吉村融「現代イギリス哲学の動向 (一) ——特に分析哲学の展開を中心として」『哲学雑誌』第七一巻第七三三三号 (一九五七年一月)、一—四六頁。
- (15) Simon Crichtley, *Continental Philosophy: A Very Short Introduction* (Oxford: Oxford University Press, 2001), p. 73. [佐藤透訳『ヨーロッパ大陸の哲学』(岩波書店、二〇〇四年)、九六頁]
- (16) 例えば、ムーアに言わせれば、「倫理学の直接の対象は、知識であって、実践ではない」のであり、またワイトゲンシュタインに言わせれば、「哲学は全てを、あるが儘にしておく」のである。Moore, *Principia Ethica*, p. 71 [sec. 14] [邦訳、二二六頁]; Ludwig Wittgenstein, *Philosophical Investigations*, 4th ed. (West Sussex: Wiley-Blackwell, [1953] 2009), p. 55 [sec. 124] [黒崎宏訳『哲学的探求』読解』(産業図書、一九九七年)、第一部九一頁].
- (17) A. John Simmons, *Political Philosophy* (New York: Oxford University Press, 2008), p. 2.
- (18) 経験的／規範的／分析的区別の区別は、W・フランケナが倫理学に対して行った同様の区別を参考に行っている。William K. Frankena, *Ethics*, 2nd ed. (Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1973), pp. 4-5. [枝下隆英訳『倫理学』(改訂版) (培風館、一九七五年)、六一九頁] また Felix E. Oppenheim, *Moral Principles in Political Philosophy*, 2nd ed. (New York: Random House, 1976), ch. 1 における科学／倫理学／哲学の区別も参照。

- (19) ムーアが名指して批判するのが、当時の英国で影響力をもっていた三つの倫理学、すなわち①スペンサー流の社会的ダーウィニズム（自然主義的倫理学）、②ベンサム・ミルの功利主義（快樂主義）、③ブラッドリー他の英国観念論（形而上学的倫理学）である。それぞれ、①社会的ダーウィニズムは善を「進化」と、②功利主義は善を「快樂」と、③観念論は善を「真の自己」と同一視している。正確に言う、「真の自己」といった概念は自然的属性をもつわけではないが、ムーアに言わせれば、それでも観念論は自然主義的誤謬の一種である。要するに、ムーアにとってこの誤謬は「われわれが『善い』によって意味する単純な観念を他の観念と同一視「混同」する」場合には常に生じているのであり、「われわれがこの誤謬に出会ったとき、この誤謬を認めるならば、それをどう呼ぼうと大したことでない。」 Moore, *Principia Ethica*, pp. 109, 65 [secs. 35, 12]. [邦訳、一七二二、一一九頁]
- (20) Alfred J. Ayer, *Language, Truth and Logic* (New York: Dover Publications, [1936] 1952), p. 32. [吉田夏彦訳『言語・真理・論理』（岩波現代叢書、一九五五年）、二二頁]
- (21) ウィーン学団の指導者の一人M・シュリックはこの道をとった。Moritz Schlick, *Fragen der Ethik* (Wien: Springer, 1930). [安藤孝行訳『倫理学の諸問題』（行路社、一九八一年）]
- (22) Ayer, *Language, Truth and Logic*, p. 110. [邦訳、一三五―一三六頁]
- (23) *Ibid.*, pp. 102-3. [邦訳、一二二頁]
- (24) 例えば政治学においては、ベントレー、ウォーラスに由来する行動論革命と連動して、戦後米国の政治学に影響を残していった。政治学における論理実証主義のインパクトについては、Dante Germino, *Beyond Ideology: The Revival of Political Theory* (New York: Harper and Row, 1967), ch. 4 [奈良和重訳『甦る政治理論——伝統的探究への照明』（未來社、一九七一年）]。伊藤恭彦『多元的世界の政治哲学——ジョン・ロールズと政治哲学の現代的復権』（有斐閣、二〇〇二年）、第一章を参照。また経済学においては、ピグーの厚生経済学を批判的に継承し、科学的検証可能性の観点から個人間の効用比較を放棄した、新厚生経済学のR・ロビンズが挙げられる。経済学における論理実証主義のインパクトについては、Bruce J. Caldwell, *Beyond Positivism: Economic Methodology in the Twentieth Century* (London: George Allen and Unwin, 1982) [堀田一善・渡部直樹監訳『実証主義を超えて——二〇世紀経済科学方法論』（中央経済社、一九八九年）]を参照。

- (25) 例えばワイトゲンシュタインは、『論理哲学論考』を次の言葉で締めくくっている。「私を理解する人は、私の命題を通り抜け——その上に立ち——それを乗り越え、最後にそれがナンセンスであると気づく。……（いわば、梯子をのぼりきった者は梯子を投げ棄てねばならない。）／私の諸命題を葬りさること。そのとき世界を正しく見るだろう。」Wittgenstein, *Tractatus Logico-Philosophicus*, p. 108 [sec. 6.54]. [邦訳、一四九頁]
- (26) J. O. Urmson, *Philosophical Analysis: Its Development between the Two World Wars* (Oxford: Clarendon Press, 1956), p. 151.
- (27) Wittgenstein, *Philosophical Investigations*, pp. 25 and 53 [secs. 43 and 116]. [邦訳、第一部三三、八九頁]
- (28) Gilbert Ryle, *The Concept of Mind* (Chicago: The University of Chicago Press, [1949] 2002), p. 7. [坂本百大・宮下治子・服部裕幸訳『心の概念』（みすず書房、一九八七年）、一頁]
- (29) *Ibid.*, p. 9. [同、四頁] また以下も参照。「本来の発見は、哲学に平安をもたらす。それは、哲学をもはや問題自身を問題にする問題によっては駆り立てられないようにするのである。……本来の発見が行われれば、諸問題が解かれる（諸々の困難が除去される）のであり、一つの問題が解かれるのではない。」哲学には、諸方法が、——言わば、諸々の治療法が——あるのであり、一つの方法があるのではない。」Wittgenstein, *Philosophical Investigations*, p. 57 [sec. 133]. [邦訳、第一部九四頁]
- (30) T. D. Weldon, "Political Principles," in *Philosophy, Politics and Society*, series 1, ed. Peter Laslett (Oxford: Basil Blackwell, 1956), 22-34, pp. 22, 24.
- (31) T. D. Weldon, *The Vocabulary of Politics* (Melbourne: Penguin, 1953), p. 192. [永井陽之助訳『政治の論理』（紀伊國屋書店、一九六八年）、二五七頁]
- (32) Peter Laslett, "Introduction," in *Philosophy, Politics and Society*, series 1, vii-xv, p. ix. 本稿（この）まで明らかにしてきたように、規範的政治哲学に対するラスレットの有名な死亡宣告は、〈分析的研究〉の興隆という英国的文脈で発せられた言葉であり、同時代の〈経験的研究〉の興隆という米国的文脈で発せられた言葉ではない。すなわち、彼の死亡宣告を戦後米國政治学における行動論革命と結びつけるのは誤解である。P・コイツカライネンが詳らかにするのように、ラスレットやウェルドンの見解は「『ラッセル、ワイトゲンシュタイン、エイヤー、ライル』——イース

トン、ベル、リップセット、ラザーズフェルドではない——の影響によるものだという以上、オックスフォード、ケンブリッジ、LSEで生じていた論争と結びついた、特殊地方的な観念でもある。」Petri Koikkalainen, “Peter Laslett and the Contested Concept of Political Philosophy,” *History of Political Thought* 30/2 (Summer 2009), 336–59, p. 348. それゆえ、後述する『正義論』以降の「政治哲学の復権」も、大まかに〈分析的研究〉への対抗という英国的文脈と〈経験的研究〉への対抗という米国的文脈で二重の意味を帯びていることになる。本稿では分析哲学との関連から、もっぱら前者に議論を限定していることを付言したい。筆者は以上の点を蛭田圭氏の指摘に負っている。

- (33) Margaret MacDonald, “Natural Rights,” W. J. Rees, “The Theory of Sovereignty Restated” and Glanville Williams, “The Controversy Concerning the Word ‘Law,’” in *Philosophy, Politics and Society*, series 1, 35–82, 134–56.
- (34) Laslett, “Introduction,” in *Philosophy, Politics and Society*, series 1, p. ix. 言語分析と政治哲学の間のありうる生産的關係については、Colin Bird, “Political Theory and Ordinary Language: A Road Not Taken,” *Polity* 43/1 (January 2011), 106–27を参照。
- (35) 「わたし〔ヒラッセル〕は、善い生活についてのわたしの意見が正しいと証明することはできない。」Bertrand Russell, *Why I Am Not a Christian and Other Essays on Religion and Related Subjects*, ed. Paul Edwards (New York: Touchstone, 1957), p. 56. [大竹勝訳『宗教は必要か』(増補改訂版)(荒地出版社、一九六八年)一七五頁]
- (36) おそらく、この時期に政治哲学者が〈規範的研究〉から撤退したことの要因のひとつは、当時英国で功利主義の影響力が支配的であり、それに比類しうる政治理論が存在しなかったことにあるかもしれない。そこで政治哲学者は、自らの規範的関心にそれほど顧慮することなく、功利主義を半ば前提的に受け入れながら、〈分析的研究〉に没頭しつつたのだと解釈できる。David Miller and Richard Dagger, “Utilitarianism and Beyond: Contemporary Analytical Political Theory,” in *The Cambridge History of Twentieth-Century Political Thought*, eds. Terence Ball and Richard Bellamy (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), 446–69.
- (37) Brian Barry, “The Strange Death of Political Philosophy,” in *Democracy and Power: Essays in Political Theory I* (Oxford: Clarendon Press, 1991), 11–23, p. 19.
- (38) John Plamenatz, “The Use of Political Theory,” *Political Studies* 8/1 (February 1960), 37–47 [「政治理論の効用」

- アンソニー・クイントン編 (森本哲夫訳) 『政治哲学』 (昭和堂、一九八五年)、二八—四七頁]; Isaiah Berlin, “Does Political Theory Still Exist?” in *Philosophy, Politics and Society*, series 2, eds. Peter Laslett and Walter G. Ruciman (Oxford: Basil Blackwell 1962), 1-33 [「政治理論はまだ存在するか」小川晃一・小池銈・福田歙一・生松敬三訳『自由論』〈新装版〉(みすず書房、二〇〇〇年)、四五三—五二二頁].
- (39) H. L. A. Hart, “Are There Any Natural Rights?” *The Philosophical Review* 64/2 (April 1955), 175-91 [「自然権は存在するか」小林公・森村進訳『権利・功利・自由』(木鐸社、一九八七年)、九—三四頁]; John Rawls, “Justice as Fairness,” in *Collected Papers*, ed. Samuel Freeman (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, [1958] 1999), 47-72 [「公正と法の正義」田中成明編訳『公正と法の正義』(木鐸社、一九七九年)、三一—七七頁]; Isaiah Berlin, *Two Concepts of Liberty* (Oxford: Clarendon Press, 1958) [「二つの自由概念」『自由論』、二九五—三九〇頁]; Bernard Williams, “The Idea of Equality,” in *Philosophy, Politics and Society*, series 2, 110-31.
- (40) Peter Laslett and Walter G. Ruciman, “Introduction,” in *Philosophy, Politics and Society*, series 2, vii-x, p. vii.
- (41) Anthony Quinton, “Introduction”, in *Political Philosophy*, ed. Anthony Quinton (Oxford: Oxford University Press, 1967), 1-18, p. 4. [「序論」クイントン編『政治哲学』、三一—二七頁、七一—八頁]
- (42) Stanley I. Benn, “The Uses of ‘Sovereignty’;” and Joseph Schumpeter, “Two Concepts of Democracy,” in *Political Philosophy*, ed. Quinton, 67-82, 153-88.
- (43) その他、同じ傾向を有する同時期の著作として、Anthony de Crespigny and Alan Weltheimer (eds.), *Contemporary Political Theory* (New York: Atherton Press, 1970); Richard E. Flathman (ed.), *Concepts in Social and Political Philosophy* (New York: Macmillan Publishing, 1973); D. D. Raphael, *Problems of Political Philosophy*, 2nd ed. (Basingstoke: Macmillan, [1970] 1990) など参照。
- (44) Will Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, 2nd ed. (Oxford: Oxford University Press, [1990] 2002). [千葉眞・岡崎晴輝訳者代表『新版 現代政治理論』(日本経済評論社、二〇〇五年)]
- (45) Brian Barry, *Sociologists, Economists, and Democracy* (Chicago: The University of Chicago Press, [1970] 1988).

- (46) Richard B. Braithwaite, *Theory of Games as a Tool for the Moral Philosopher* (Cambridge: Cambridge University Press, 1955).
- (47) Walter G. Runciman, *Social Science and Political Theory* (Cambridge: Cambridge University Press, 1963). [川上源太郎訳『社会科学と政治理論』(福村出版、一九七一年)]
- (48) Wittgenstein, *Philosophical Investigations*, p. 11 [sec. 19]. [邦訳、第一部一頁]
- (49) W. B. Gallie, "Essentially Contested Concepts," *Proceedings of the Aristotelian Society*, New Series 56 (1955-6), 167-98.
- (50) William E. Connolly, *The Terms of Political Discourse* (Lexington: D. C. Heath, 1974); Hanna F. Pitkin, *Wittgenstein and Justice: On the Significance of Ludwig Wittgenstein for Social and Political Thought* (Berkeley: University of California Press, 1972); Peter Winch, *The Idea of a Social Science and its Relation to Philosophy* (London: Routledge, 1958) [森川規雄訳『社会科学の理念——ワイトゲンシュタイン哲学と社会研究』(新曜社、一九七七年)]
- (51) Alasdair MacIntyre, *After Virtue: A Study in Moral Theory*, 3rd ed. (Notre Dame: University of Notre Dame Press, [1981] 2007), p. xvii. [篠崎栄訳『美德なき時代』(みすず書房、一九九三年) v.iii頁]
- (52) Alasdair MacIntyre, "A Mistake about Causality in Social Science," in *Philosophy, Politics and Society*, series 2, 48-70; Charles Taylor, "Neutrality in Political Science," in *Philosophy, Politics and Society*, series 3, eds. Peter Laslett and W. G. Runciman (Oxford: Basil Blackwell, 1967), 25-57.
- (53) ロールズが属するハーバード大学は、当時W・O・クワイン、H・パトナム、N・グッドマンらを擁し、オックスフォード大学と並ぶ英米分析哲学の牙城であった。またロールズには、他の分析哲学者との間に一定の直接的な影響関係がある。例えば、プリンストン大学の学生時代やコーネル大学の教員時代にワイトゲンシュタインの弟子N・マルコムからの影響を受けているし、一九五〇年代にはオックスフォードに留学してハートラ日常言語学派と交流を深めたことも知られている。Samuel Freeman, *Rawls* (London: Routledge, 2007), ch. 1; Thomas W. Pogge, *John Rawls: His Life and Theory of Justice*, trans. Michelle Kosch (Oxford: Oxford University Press, 2007), ch. 1.

- (54) 川本隆史『ロールス——正義の原理』（講談社、一九九七年）、第三章を参照。
- (55) Rawls, "Justice as Fairness," p. 47. [邦訳、三二頁]
- (56) Laslett and Ruciman, "Introduction," in *Philosophy, Politics and Society*, series 2, p. ix.
- (57) John Rawls, "Outline of a Decision Procedure for Ethics," in *Collected Papers* [1951], 1-19. [「倫理上の決定手続の概要」田中編訳『公正としての正義』、二五五—二八八頁]
- (58) 言語分析と並ぶこれらの方法については、例えば松元「現代政治理論の方法に関する一考察」、一五六—一五九頁を参照。
- (59) John Rawls, *A Theory of Justice* (Cambridge, Mass.: The Belknap Press of Harvard University Press, 1971), p. xi. [川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』（紀伊國屋書店、二〇一〇年）、x x i v — x x v i i 頁]
- (60) この点については井上彰「〈分析的平等論〉とロールス——平等論の歴史・再考」『社会思想史研究』第三四号（二〇一〇年九月）、二二六—二五三頁も参照。
- (61) Peter Laslett and James Fishkin, "Introduction," in *Philosophy, Politics and Society*, series 5, eds. Peter Laslett and James Fishkin (New Haven: Yale University Press, 1979), 1-5, p. 1.
- (62) John Horton, "Weight or Lightness? Political Philosophy and its Prospects," in *New Developments in Political Science: An International Review of Achievements and Prospects*, ed. Adrian Leftwich (Aldershot: Edward Elgar, 1990), 126-42, p. 129.
- (63) 邦語による有益な概観としては、飯島昇藏・佐藤正志・太田義器編『現代政治理論』（おうふう、二〇〇九年）、押村高・添谷育志編『アクセス政治哲学』（日本経済評論社、二〇〇三年）、小田川大典・井上彰・松元雅和編『政治哲学』（ナカニシヤ出版、近刊）、小野紀明『政治理論の現在——思想史と理論のあいだ』（世界思想社、二〇〇五年）、川崎修・杉田敦編『現代政治理論』（有斐閣、二〇〇六年）などを参照。
- (64) Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia* (New York: Basic Books, 1974) [嶋津格訳『アナキー・国家・ユートピア——国家の正当性とこの限界』（木鐸社、二〇〇二年）]; David Gauthier, *Morals by Agreement* (Oxford: Oxford University Press, 1986) [小林公訳『合意による道徳』（木鐸社、一九九九年）].

- (59) Bruce A. Ackerman, *Social Justice in the Liberal State* (New Haven: Yale University Press, 1980); Ronald Dworkin, "What Is Equality? Part I: Equality of Welfare," *Philosophy and Public Affairs* 10/3 (Summer 1981), 185-246; "What Is Equality? Part 2: Equality of Resources," *Philosophy and Public Affairs* 10/4 (Autumn 1981), 283-345. 「福利の平等」「資源の平等」小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』（木鐸社、二〇〇二年）／一九一―一六七頁】.
- (60) Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, p. x. [邦訳、……頁]
- (61) Charles R. Beitz, *Political Theory and International Relations* (Princeton: Princeton University Press, 1979) [准藤榮一訳『国際秩序と正義』（岩波書店、一九八九年）]; Thomas W. Pogge, *Realizing Rawls* (Ithaca: Cornell University Press, 1989); Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford: Oxford University Press, 1986); William Galston, *Liberal Purposes: Goods, Virtues, and Diversity in the Liberal State* (Cambridge: Cambridge University Press, 1991); John Roemer (ed.), *Analytical Foundations of Marxism* (Cambridge: Cambridge University Press, 1986); Susan M. Okin, *Justice, Gender, and the Family* (New York: Basic Books, 1989).
- (62) Will Kymlicka, *Liberalism, Community and Culture* (Oxford: Clarendon Press, 1989); Iris M. Young, *Justice and the Politics of Difference* (Princeton: Princeton University Press, 1990); Yael Tamir, *Liberal Nationalism* (Princeton: Princeton University Press, 1993) [押村高・高橋愛子・森分大輔・森達也訳『リベラルなナショナリズムとは』（夏日書房、二〇〇六年）]; David Miller, *On Nationality* (Oxford: Oxford University Press, 1995) [富沢克・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳『ナシヨナリティのふた』（風行社、二〇〇七年）]; Philip Pettit, *Republicanism: A Theory of Freedom and Government* (Oxford: Oxford University Press, 2000).
- (63) Harry Brighouse, *School Choice and Social Justice* (Oxford: Oxford University Press, 2000); Adam Swift, *How Not to Be a Hypocrite: School Choice for the Morally Perplexed Parent* (London: Routledge, 2003); Liam B. Murphy, and Thomas Nagel, *The Myth of Ownership: Taxes and Justice* (Oxford: Oxford University Press, 2002) [伊藤恭彦訳『税と正義』（名古屋大学出版会、二〇〇六年）]; Philippe van Parijs, *Real Freedom for All: What (If Anything) Can Justify Capitalism?* (Oxford: Oxford University Press, 1995) [後藤玲子・齊藤拓訳『ベーシック・インカム』の哲学

——すべての人にリアルな自由を』〈新装版〉(勁草書房、二〇〇九年); Stuart White, *Civic Minimum: On the*

Rights and Obligations of Economic Citizenship (Oxford: Oxford University Press, 2003); Jonathan Wolff and Avner de-Shalit, *Disadvantage* (Oxford: Oxford University Press, 2007).

(70) Neumann, "Political Philosophy," p. 307.

(71) Cécile Laborde (ed.), "Special Issue: Rawls in Europe," *European Journal of Political Theory* 1/2 (October 2002), 131-255.

(72) Wolff, "The History of Analytic Political Philosophy."

(73) 私見では、分析系であれ非分析系であれ、何らかの方法論やディシプリンを共有しながら研究を推進することが、水準のさらなる向上や有意義な対話には不可欠であり、もし分析的アプローチがそれに資するのであれば、どの国であれ活用されてしかるべきであると思われる。(少なくとも、分析的政治哲学者の著作に関して、その真偽や有用性の評価をする際に、明晰化・区別・論証といった分析的特徴を踏まえることは当然である——というのも、より明晰であること、より良い区別を設けること、より良い論証を提出することが、かれらがその著作で行っていることであるから。) 政治哲学における多様な方法論については、松元雅和「訳者解題——政治理論における方法とアプローチの多様性」D・レオポルド／M・ステイアーズ編(山岡龍一・松元雅和監訳)『政治理論入門——方法とアプローチ』(慶應義塾大学出版会、二〇一一年)、三一七―三三四頁においてより詳細を論じた。